



# 宮 崎 県 公 報

令和元年10月15日(火曜日) 第47号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

告 示	頁
○道路の区域の変更(8件).....(道路保全課)1	○道路の供用の開始(5件).....(道路保全課)2
	○道路の占用を制限する区域の指定.....( " )3

## 告 示

### 宮崎県告示第 394号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市清武町加納字小丸丙1159番4地先から同市同町加納同字丙1156番7地先まで	旧	3.8~4.4	51.5
				新	4.3~6.8	51.5

### 宮崎県告示第 395号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	児湯郡木城町大字高城字黒水川4394番1地先から同郡同	旧	14.4~15.2	12.5
				新	40.8~44.1	12.5

			町同大字同字4394番1地先まで			
--	--	--	------------------	--	--	--

### 宮崎県告示第 396号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
212	県道	浦城東海線	延岡市浦城町280番6地先から同市同町1126番200地先まで	旧	4.8~25.9	40.8
			延岡市浦城町142番地先から同市同町1126番200地先まで	新	10.2~25.9	37.5

### 宮崎県告示第 397号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字片内申121番地先から同市同町下鹿川同字申106番2地先まで	旧	7.2~8.0	10.7
				新	8.0~10.5	10.7

宮崎県告示第398号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
355	県道	旭村木脇線	西都市大字上三財字元地原2673番2地先から東諸県郡国富町大字八代北俣字平ノ下1977番1地先まで	旧	5.5~25.1	90.0
					9.3~13.1	105.3
				新	9.3~13.1	105.3

宮崎県告示第399号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市野尻町紙屋字漆野原547番94地先から同市同町紙屋同字547番94地先まで	旧	6.1~7.8	32.4
				新	7.5~14.9	32.4

			で			
--	--	--	---	--	--	--

宮崎県告示第400号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
401	県道	奈佐木高岡線	小林市野尻町紙屋字漆野原548番39地先から同市同町紙屋同字548番39地先まで	旧	6.4~9.1	16.0
				新	6.4~18.6	16.0

宮崎県告示第401号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	221号	えびの市大字原田字藤坂1099番6から同市同大字同字1099番4まで	旧	8.2~20.8	83.0
				新	11.5~20.8	83.0

宮崎県告示第402号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市清武町加納字小丸丙1159番4地先から同市同町加納同字丙1156番7地先まで	令和元年10月15日

## 宮崎県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
122	県道	古江丸市尾線	延岡市北浦町市振字鍋田2番23から同市同町市振同字1番1地先まで	令和元年10月15日

## 宮崎県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
212	県道	浦城東海線	延岡市浦城町1126番210地先から同市同町1126番116地先まで	令和元年10月15日

## 宮崎県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町下鹿川字片内申121番地先から同市同町下鹿川同字申106番2地先まで	令和元年10月15日

## 宮崎県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥612番11地先から同市同町二股同字亥613番36地先まで	令和元年10月15日

## 宮崎県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和元年10月15日から同年同月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	えびの市大字原田字藤坂1099番6から同市同大字同字1099番4まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有の制限の開始の期日

令和元年10月30日